

3. 非行傾向のある生徒と保護者のための心理教育的アプローチ

生 島 浩

1 はじめに

本稿を書き始めたときに、名古屋の中学校で同級生から5,000万円を恐喝した事件が大きく報道された（2000年4月6日付以降の新聞各紙）。被害少年は、70回以上にわたって現金を脅し取られていたが、「金を渡さないと殴られる」と言って暴れ、不登校にもなり、母親は仕方なく死亡した夫の生命保険金などを取り崩していた、とのことである。また、加害者の少年3人が当初逮捕されたが、パチンコやカラオケ店、風俗店にまで通いつめ、大阪までタクシーを利用し、学校にしばしば乗り付けていたとも報じられている。

当然の事ながら、被害者、加害者双方の保護者から学校には相談がなされていたが、「警察や児童相談所に行ってみたら」と助言するだけで放置し、何ら有効な措置がとられていないと厳しい批判を浴びている。

このように深刻な非行問題に対して、教師やスクールカウンセラーなど学校教育関係者の力量不足は明らかであり、十分な基礎知識とともに、確かな対応技術を持つことが喫緊の課題である。

この小論では、非行少年の定義や非行臨床機関のシステムなど、心理教育を行うまでの前提となる基礎的な非行臨床の知識をまとめた上で、非行傾向のある生徒及び保護者に対する心理教育的アプローチについて述べることとしたい。

2 非行臨床における心理教育

まず、非行臨床の意味するところについて述べよう。非行臨床を「非行少年の社会復帰過程を援助する心理臨床的諸活動」と定義するとき、その内容は現在では拡大され、対象によって、①非行少年に対するもの、②非行少年の家族に対するもの、③少年非行の被害者（遺族）に対するもの、④非行少年やその家族が住む地域社会に対するもの、以上4つに大別することができるであろう（1）。

心理的援助の領域でいえば、①は個人療法的アプローチ、②は家族療法的アプローチ、③はその家族を含めたトラウマ（心の傷）に関わる心理的援助、④はコミュニティへの心理・社会的援助が中心となる。

①と②については後に詳述するので、まず、③の被害者（遺族）に対する心理的サポートについて述べよう。

我が国では、地下鉄サリン事件や凶悪・特異な少年事件の被害者（遺族）への対応が求められたことなどを契機として、いわゆる「被害者の人権」が強く叫ばれ、重要な刑事政策上の課題となっている（2）。警察や検察庁による処分内容の通知制度はできたが、加害者の居住地など加害者に関する情報の開示や被害者の意思をこれまで以上に刑事司法に反映させるシステム作りなど未整備の部分も多く残されている。

例えば、少年被疑者は匿名とされ、被害者に正確な事件の内容が通知されることもない。少年審判は非公開で被害者は立会できず、これまで加害者が弁償したいといつても被害者の名前を警察が教えてくれないことさえ少なくなかったのである。さらに、少年院に収容中の加害者を仮退院させるか審理する際に被害者（遺族）の現況や感情を調査する制度はあっても、少年事件の場合はその立ち直りが第一に考えられてきたために、成人犯罪に比べても被害者の現況や感情を顧慮することがなかつたのは事実である。

心理的援助に限っていえば、欧米同様わが国でも民間の専門機関が主導的に担っており、1992年に「犯罪被害者相談室」が東京医科歯科大学難治疾患研究所に設置されたのがはじめであり、その後各地に電話相談を主体とする被害者支援ネットワークが組織化されつつある（3）。

④は非行臨床の最終目標が、非行少年のリハビリテーション（社会への再統合）にあるところから、例えば、矯正施設から出てきた非行少年とその家族が再び生活する地域へのコミュニティ心理学的アプローチが不可欠となる。その際、重要なことは地域に居住する保護司等のボランティアの役割である。非行・犯罪などを行う者が特別なものでないことは、周囲の暖かい配慮により立ち直るものであることは、〈訓練された専門家が特殊な方法を用いて行っている〉と思われている限りは、一般には理解されないからである。わが国では、地元の住職、元校長、町工場の社長など民間の篤志家である保護司が、更生保護と呼ばれる非行少年のリハビリテーション活動に従事しており、その意義が認められるのである。非行

臨床において、システム論的アプローチを活用し、このようなボランティアの組織化と育成を図ることが重要な領域を占めているのである。

次に、心理教育について述べよう。精神分裂病などの精神障害に対する心理教育が知られているが、その目的は、生物的精神医学の知見を生かして精神疾患に対する正確な情報・知識を与えることでスティグマや自責感を軽減することと、技能訓練や経験の分かち合いによる対処能力とコミュニケーション能力の増大にある(4)。

ところで、非行の精神医学的原因論のうち、古典的な遺伝や知能に関するものを除けば、脳の萎縮など形態障害に着目する説やこども虐待によるトラウマの影響を重要視する議論が最近のものであろう(5)(6)。ここで留意しなければならないのは、特異・凶悪な非行を犯した少年の中に、確かに脳の異常所見や親からの虐待を受けた事例が混在するものの、けっして、それ故に非行を犯したと明言できる証拠的事実は見出されていないということである。この議論をショートカットに理解すると、この種の障害や体験を持つ子どもや親を不安に陥れ、深く傷つける差別的言辞になることに配意すべきである。また、非行と学習障害やADHD（注意欠陥多動性障害）との関連は認められるものの(7)、生物学的精神医学の知見を前面に出して心理教育を行うことは、臨床上リスクが大きいと筆者は考えている。

その一方で、非行は、社会的な逸脱行動であり、臨床社会学の知見も生かして、心理教育的助言・指導を行うことが有用であろう(8)。まずは、関連する法律や機関・組織にかかる必要な知識を持つとともに、非行問題の社会的背景を読み解く努力が肝要である。

3 非行少年とはなにか

(1) 少年非行の定義

非行という用語は、「社会的な規範や規則に違反すること」といった広い意味で使われることもあるが、ここでは、非行少年の刑事司法上の手続きについて規定している少年法に基づいて理解していくことにする。次のような20歳未満の少年（男子と女子を合わせて「少年」と呼んでいる）が犯した非行内容や年齢によって関わる公的機関が異なるために、次の3種類に非行少年を分けている。

①犯罪少年

14歳以上20歳未満の罪を犯した少年。通常は、警察で補導され、検察庁を経て、家庭裁判所に、9割以上は少年自身は在宅のまま、書類だけが送られる。また、犯時16歳以上であれば刑事裁判を受け少年刑務所で受刑する

こともあり、1997年にその刑が執行された永山則夫による「連續ピストル射殺事件」を持ち出すまでもなく、18歳以上であれば死刑を言い渡される可能性もある。特に凶悪な少年非行に対して、成人同様の厳罰化を望む声もあるが、少年刑務所に限られた刑期の間収容して前科者とするよりは、少年院において長期間充実した矯正教育を施す方が、再非行抑止の上からも得策であることは言うまでもない。

②触法少年

14歳未満で刑罰法令に触れる行為を行った少年。つまり、日本では、14歳が刑事責任年齢なので、それ未満は刑事責任が問えず、違法行為を行っても「犯罪」とはならず、「触法」と呼ばれる。「刑事責任年齢を引き上げるべし」との議論があるが、それ以下の少年が放置されるわけではなく、警察に補導され、児童福祉法上の措置が優先されて児童相談所などに通告される。問題は、児童相談所で継続的な指導がなされるかであろう。さらに、児童自立支援施設（旧教護院）などへの入所措置がなされることもある。また、凶悪な非行や非行事実を否認している事例であれば、児童相談所長や都道府県知事から家庭裁判所へ送致されて（つまり、児童福祉法から少年法の手続きに移ることになる）審判を受ける場合もある。

③虞犯少年

20歳未満で、ア) 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること イ) 正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと ウ) 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること エ) 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること、のいずれかの行状に当てはまり、その性格・環境などから、将来、犯罪や触法行為を行う虞のある少年。具体的には、家出中に不純異性交遊を繰り返し保護する必要性に迫られている少年などである。虞犯の場合は、14歳未満であれば、「触法少年」同様児童福祉上の措置がとられ、まずは児童相談所などへの通告が優先される。14歳以上なら家庭裁判所へ直接送致されるのが通常である。

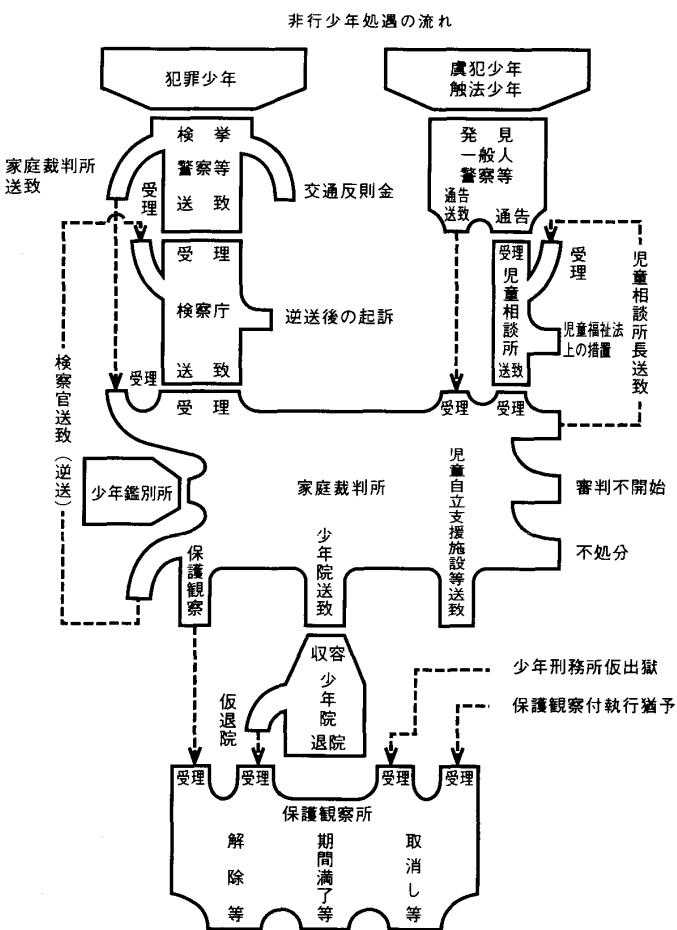
以上の三つのほかに、警察では、「非行少年」には該当しないものの、飲酒・喫煙・けんかなど自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年（不良行為少年）や虐待され・酷使され、又は放任されている少年（要保護少年）についても、補導や保護の対象としており、保護者や教師等に連絡がなされる。

4 非行少年に対する処遇の現状

違法行為という非行の性質上、その対応には、法的な枠組みと関係機関・組織の役割や機能などを理解してお

くことが必要不可欠となる（図1 [非行少年処遇の流れ] を参照）。

図1



注) 平成11年版犯罪白書p.130より転記。

以下に、『犯罪白書』などの統計資料を基に各機関の機能に加え、現在抱えている問題点についても指摘することにする。

(1) 少年警察

警察は、大部分の非行少年と最初に関わりを持つ公的機関である。少年警察活動とは、「少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資するとともに、少年の福祉を図ることを目的とする」（少年警察活動要綱2条1項）とされ、要するに“何でもできる”強大な権能を持っている。具体的には、前述の少年法に定められた非行少年の補導・検挙活動に止まらず、少年相談や家出保護などの少年の保護活動、環境の浄化活動、少年補導センターへの参画などの地域社会との連携、そして買春・売春など少年を害する成人の犯罪である福祉犯の取り締まりに至る広範な領域にわたっている。

さらに、「全件送致主義」といって、警察・検察は事件のすべてを家庭裁判所に送らなければならないが、現実には膨大な事件処理を行うことができないため、前歴がなく軽微な窃盗や傷害などでは、処分されないことを前提とした簡略化した書類だけの送致が行われている。

警察署の中で少年非行を担当する生活安全課少年係は、刑事や警備部門に比べれば極めてマイナーな存在であり、スタッフも婦人警官を含め数人のところが大半である。そこで、数の多い万引きやシンナー乱用をすべて事件として立件することは困難であるし、共犯者の多い集団暴走行為や冒頭に記した被害者が口を閉ざす恐喝事件などは事件処理に時間がかかり、ときに事実認定に問題のある事例も散見される。

(2) 家庭裁判所

少年事件は、家庭裁判所が取り扱うが、ここには、裁判官以外に家庭裁判所調査官がおり、非行の原因や少年の家庭環境などについて本人や家族、さらには教師・雇い主といった関係者と面接するなどして調査を行っている。裁判官は、これらの調査結果を斟酌しながら審判を開くかどうか判断するが、家庭裁判月報に毎年掲載される「少年事件の概況」によれば、7割以上は調査官の指導・助言に止まる「審判不開始」となっている。

次に、審判が開かれた場合は、児童相談所長送致・検察官送致（前述したように16歳以上で刑事裁判を受けるのが相当と判断した場合だが、そのほとんどは交通事件で罰金となるケースである）・保護処分のいずれかの決定を行う。非行事実はあるものの、こういった処分が必要ないと判断された場合は「不処分」となるが、成人の「無罪」とは異なり、非行事実は存在するが、要保護性に欠けるという意味である。

保護処分になるのは約1割にすぎないなど非行少年に対する処分が甘い、との批判も聞かれるが、このような処分状況はこの30年間以上も変化がなく、ごく最近まで特段の非行の増加がみられなかった事実を認めないわけにはいかないであろう。

なお、少年法改正案の内容は、現在判事補一人でも行える少年審判に合議制（裁判官3人）も加えること、重大事犯には検察官・裁判官が関与することなど家庭裁判所による事実認定手続の適正化が中心であって、肝心の処遇面に議論が及んでいない点が大きな問題である⁽⁹⁾。

(3) 少年鑑別所

少年事件が、家庭裁判所に送られてきた後、少年を在宅させたまま調査するのではなく、収容して心身の鑑別を行う必要や逃亡のおそれがあるときは、少年鑑別所に身柄を拘束する「観護措置」がとられる。家庭裁判所に

送致される事件全体では約8%，殺人や強盗などの凶悪犯は約9割と高く，反対に窃盗では5%強にすぎない。収容期限は，最大4週間であり，この間，心理検査・精神医学的診断・行動観察などが行われ，その結果は，家庭裁判所に報告される。収容期間の延長が議論されているが，現行でも，特異な事件で精神鑑定が行われる場合は，別にその期間が裁判所によって決められる。

ところで，少年鑑別所と少年院が混同されている場合もあるが，観護措置がとられている少年は，審判で非行事実があると認定される前の「未決勾留」の段階にあり，少年鑑別所で処遇的関与が行われることには法的な制約がある。

(4) 児童相談所

家庭環境に非行の主な原因のある18歳未満の者，特に14歳未満の少年は，児童福祉法上の措置が優先される。主に警察から通告された後に，児童相談所の調査判定に基づき，児童福祉司や心理判定員による面接指導，児童自立支援施設への入所，家庭裁判所送致などの方法が選択される。しかし，児童相談所全体の相談件数の中で，知的障害をはじめとする障害相談が過半数を占め，非行相談は約5%にすぎない。さらに，その約7割が単発的な助言指導にとどまっており，カウンセリング等を活用した継続指導は，処理件数の約1割となっている⁽¹⁰⁾。

近年，子ども虐待に対応する第一線の専門機関として注目を集めているが，その緊急措置に追われているのが現状で，少年非行への対処に割けるスタッフの数はさらに制約されるのではないかと懸念される。

(5) 児童自立支援施設

国立が2か所，社会福祉法人が2か所，その他は地方自治体が設置した57施設がある。1997年の児童福祉法の改正により，「教護院」から名称が変更となるとともに，対象が非行性のある児童の他に，家庭環境の理由などで生活指導が必要とされる児童に拡大され，通所指導も導入された。児童相談所の判断で，親権者の同意のもとに入所する場合と，同意の必要なく家庭裁判所の「保護処分」のひとつとして入所措置される場合があり（この場合は通所はない），18歳までが対象となる。入所児童のほとんどは，元の学校に学籍を残したままで施設の中で義務教育を修了し，望めば施設外の高校へ進学することも可能である。後述の少年院と違って児童福祉施設であるとの観点から，収容期間もプログラム化されておらず，中卒時や18歳になるまで在所するケースが多いものの，保護者が強引に引き取ったり，少年が出て行ってしまうと事実上元に戻せない点が大きなネックである。さらに，職員夫婦が家族的な雰囲気のなかで教護する「小舎夫婦

制」が特徴的と言わってきたが，労働者保護の必要性等から「交代勤務制」が半数を占めるようになってきている。また，平成9年度から学校教育が実施されることになったが，分校・分教室などの設置がなされているのは，現状では57施設中10施設にすぎない⁽¹¹⁾。

(6) 少年院

保護処分のひとつとして，14歳以上原則として20歳未満の少年が収容される矯正施設であり，全国に54か所ある。少年の年齢や心身の状況などにより，初等・中等・特別・医療の4種類の少年院に分かれている。収容期間は，基本的には6か月以内の「短期処遇」と2年以内の「長期処遇」があり，その間に生活指導・職業訓練・教科教育が行われている。神戸の「小学生連続殺傷事件」を契機として，平成9年に特に重大な非行を犯し，少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻な事例のために2年を超える期間のじょく罪教育を加えた処遇プログラムが新設された。

“さかきばら少年”でも注目されたが，精神疾患や知的障害を抱える，あるいは，身体疾患（妊娠中も含む）を持つ少年は医療少年院に収容されるが，その期間は例外的に26歳未満までとなっている。身体疾患及び精神病若しくはその疑いのある少年等を収容しているのは東京都府中市にある関東医療少年院及び京都府宇治市の京都医療少年院，知的発達障害及び情緒障害のある少年等を収容しているのは神奈川県相模原市の神奈川医療少年院，三重県小俣町の宮川医療少年院，大分県中津市の中津少年学院の5か所である。院内には精神科医も常勤して専門的治療にあたっているが，出院後の治療継続の問題，あるいは，親自身が精神障害を抱え引き受け能力に欠けるなど仮退院先の環境調整に困難を極める事例が少なくない。

(7) 保護観察所

保護処分のひとつとして，あるいは，少年院からの仮退院者に対して，リハビリテーション（社会復帰）を目的として指導監督や家族への援助を行う機関で全国50か所にある。具体的には，少年は，通学・通勤など通常の社会生活を送りながら，専門家である保護観察官と民間篤志家の保護司の生活指導を受け，その法定期限は原則として20歳までだが，本人の行状が良好になれば期限前に終了する措置がとられる。

専門職員である保護観察官が千人にも満たず，一人当たり約90件の事件を担当しているのが現況であり，地域の篤志家である4万8千人余りの保護司に支えられた官民協働のシステムとなっている。しかし，地域社会の変質に伴い保護司の適任者が得られにくくなる一方で，中

学生、薬物乱用者、精神障害を抱えた処遇困難者の増加が著しく、保護観察官による専門的な心理・社会的援助の拡大が、喫緊の課題となっている。

5 非行臨床における心理教育の実際

これまで述べてきたような基本的な知識を土台として、眼前の問題行動に“固着”することなく変化への可能性を開くような助言・指導に努めていくことになるが、その際の留意点について述べる。

(1) 本人への心理教育—権威を治療的に使う—

非行臨床においては、他の臨床領域に比べても、社会性の乏しい少年に《教える》ことの重要性は大きい。《教える》ときは、処遇者の言葉を本人・家族が“なぞれる”までにすることが必要であり、こなれた平明な表現、適切なたとえ、要点の繰り返し、そして、「今日は、どんなことを君に伝えたかな」とこちらが何を言ったのか相手に確認してもらい、こちらの教え方の巧拙と相手方の受け止め方の歪みの双方を点検する、といった技法が不可欠となる。

《教える》内容として、もうひとつ大事なのは、いわゆる“直面化”がある。具体的には、「君はそう言うが、私には見えない、思えないな」と首をひねりながら怪訝な表情により、相手の言行の矛盾・混乱・葛藤を非難することなく指摘する。他者の視点に気付かせ、問題に取り組む意欲を喚起させるもので、ことばとことばの矛盾・ことばと行動との矛盾・ことばと表情など非言語的表現の矛盾などのほかに、常識と外れることへの言及も必要である。

次に、《教わる》ことの重要性に言及しよう。強迫性の見られる少年には、その《内心の優越感》を活用して、こちらが《ワンダウン・ポジション＝権威をもって下手に出る》に立ち、相手の自尊感情を高める働きかけである。例を挙げよう。

Aは、17歳の少年、高校中退後、長くブラブラしている生活が続いているが、半年前からは塗装工の仕事が続いている、という。「今回は長続きしている君なりの努力もあるだろうし、頑張っている様子を教えてほしい」と“教えを乞う”と、「俺だって、18歳になつたら車の免許も取りたいし～」と珍しく能弁となって、自分自身の心境の変化を語り、その積極性が伺える面接となつた。

同じようなことは、経過が良好なケースに対して、「どうして、あれほどひどかったシンナーが止められたのか、ほかの生徒の指導のためにも、参考に教えてもらえるか」といった問い合わせが有用であるし、また、今まで聞いたことない流行などが話題になったとき、生半可な知

識で対応することなしに、「その方面的知識に乏しいから、申し訳ないが、基本的なことから教えてもらえないか？」と相手を立てれば、相手は気持ち良く、“ここまで教えても構わないのか”といった範囲のことまで口を開いてくれることも少なくない。

(2) 保護者への心理教育—「家族教室」の試み—

「不良な友人から執ように電話がかかってくるが、子どもに取り次ぐべきか、黙っているべきか」、「シンナーの臭いをさせて子どもが深夜帰宅するが、どうしたらいいのか」といった“保護者の苦悩”は深刻である。そこで、「家族教室」の名称で、平成2年5月から筆者らが中心となって、まず、横浜保護観察所において家族援助の新たな処遇プログラムとしてグループワークを試行した。その後、いくつかの保護観察所でも同様の試みがなされ、本年度からは筆者の現職場である浦和保護観察所でも実施されている(12)。

その目的としては、ア. 家族に共感し、家族の努力を肯定してサポートを与える。イ. 参加メンバー間に相互援助システムを作り上げ、個々の家族の問題解決に有用なサポートと情報を与え合う。ウ. 家族間のコミュニケーションを改善するために有効な行動を学習させる。エ. 家族の問題解決技能を高める働きかけを通して、家族機能の改善を図り、本人の再非行の抑制に寄与する、といったものが挙げられる。

方法としては、一人が1回2時間のセッションを月1回、連続3回参加するプログラムを主軸として、家庭裁判所において保護観察処分に付された、あるいは少年院を仮退院中の少年の両親を中心とする家族を対象としている。処遇者側の態勢としては、リーダー・コ・リーダー、ビデオカメラによる記録者等保護観察官数名が参加している。実際のプログラムは、10名前後の参加家族に対して構成的エンカウンターグループの形式を採用し、SST (social skills training) も織り交ぜて実施している。

以下に、プログラムの実際を示そう。

「家族教室」プログラムの1例

- 1) インテーク（会の目的・秘密の保持など）自己紹介
- 2) 軽い体操やゲームによる参加者の緊張緩和
- 3) 参加者の「今、困っていること」を傾聴・ねぎらう。
- 4) 子どもに対する接し方を見直すための課題を設定し、ロールプレイを用いて対応技術の修得（課題は参加者のニーズによって決められるが、例を挙げる）。

課題例：友達の電話後、深夜外出しようとする子

どもへの声の掛け方について

課題例：子どもに高額のバイクを買って、とせがまれている時の対応について

- 5) 練習した課題を宿題として持ち帰って家庭で実践してみる。

6 おわりに

近年の非行傾向のある子どもたちは、その話を傾聴して、心情を十分受け止め言語化してやれば、実際の行動化には至らないという従前の心理臨床の原理が通用しないことが多い。かえって、彼らの気持ちを膨らませるだけ膨らませて、心の中に納める術を身に付けさせなければ、暴発することの危険性が保健室登校などにも潜んでいることを指摘したい。

一方、対策の切り札として、スクール・カウンセラーが活用され始めているが、カウンセリング関係が成立するためには、クライエントが悩みや不安を抱えていることが前提である。ところが今の子どもは、ただ何となく不快、少年の言葉でいえばカッタルイやムカツイティルのにすぎない。そこで、外罰的で内省に乏しい子どもに対して、家庭でも、学校でもうまくいかない原因は自分にも幾分かはあると気付かせ、悩みを抱えるまでに成長を図る働き掛けが、学校でも求められることになる⁽¹³⁾。

今教師に必要なのは、一時の熱情でも、それが通用しなかったときの「切り捨てる」ような厳しさでもない、恒常的にステディな子どもとの関係である。そこで求められるのは、自分のスペースを持つ子どもの世界に侵襲的に入り込まず、困難事例を力んで抱え込むことは慎み、しかし、けっして無視せず、絶対に見捨てないという教師の姿勢である。親に対しても同様で、学校に呼びつけて問題性を指摘するのではなく、クライアントとして、親の持てる力を引き出し、子どもと向かい合うのを支援していく関係作りが大きな課題であろう。

参考文献

- (1) 生島浩：非行臨床の実理と手法. 下坂幸三監修, 実効ある心理療法のために, 金剛 出版, 1999.
- (2) 児玉昭平：被害者の人権. 小学館文庫, 1999.
- (3) 小西聖子：犯罪被害者遺族. 東京書籍, 1998.
- (4) 後藤雅博編著：家族教室のすすめ方. 金剛出版, 1998.
- (5) 福島章：子どもの脳が危ない. PHP新書, 2000.
- (6) 小林寿一：犯罪・非行の原因としての児童虐待. 『犯罪と非行』109号, 111-129, 1999.
- (7) 小栗正幸：LD・ADHDと少年非行. 『犯罪と非行』123号, 205-222, 2000.
- (8) 広瀬卓爾：犯罪・非行に関する臨床的課題. 『現代のエスプリー臨床社会学の展開』 393号, 146-156, 2000.
- (9) 澤登俊雄：少年法. 中公新書, 1999.
- (10) 厚生統計協会：国民の福祉の動向. 厚生の指標 46(12), 1999.
- (11) 全国教護院（現児童自立支援施設）協議会：全国教護院運営実態調査. 1999.
- (12) 羽田信行：保護観察所における家族教室. 後藤雅博編, 家族教室のすすめ方, 金剛 出版, 1998.
- (13) 生島浩：悩みを抱えられない少年たち. 日本評論社, 1999.